

民設学童クラブ利用料に対する助成要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、神戸市の定める放課後児童健全育成事業助成要綱に基づき助成を受けている民設学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の利用料（以下「利用料」という。）に関し、生活困窮家庭等の児童の保護者にかかる負担を軽減するために助成費を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

なお、利用料に対する助成費の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

【助成の対象】

第2条 助成費の交付は、第1条に定める学童クラブを利用している保護者のうち、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 当該年度分の市民税非課税世帯のうち、母子家庭または父子家庭
- (3) 里親委託の受託世帯
- (4) 前年分の所得税非課税世帯

2 前項の市民税非課税の計算は次の第1号、所得税非課税の計算は、次の第1号及び第2号について、控除があるものとして再計算する。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第1条の2第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦又は地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額及び所得税の額によることができる。ただし、寡夫とみなされる場合に当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が500万円を超えるときは、この限りでない。

(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分。

3 第1項の市民税非課税の計算をする場合は次の第1号、所得税非課税の計算をする場合は次の第2号に掲げるものは適用がないものとして再計算する。

- (1) 調整控除以外の税額控除
- (2) 所得控除のうち寄附金控除及び各税額控除

【助成金の額】

第3条 助成費は、次の基準によることとし、予算の範囲内で交付する。

下表記載の月額に、支払いがあった月数を掛けた額を交付額とする。

退所時間	対象世帯	
	(1) 生活保護受給世帯 (2) 当該年度分の市民税非課税世帯のうち母子・父子家庭 (3) 里親委託の受託世帯	(4) 前年分の所得税非課税世帯
～基本利用	月額 4,500 円	月額 2,250 円
～1 時間延長	月額 6,000 円	月額 3,000 円
1 時間以上延長	月額 7,500 円	月額 3,750 円

【交付対象期間】

第4条 助成金の交付対象となる期間は、当該年度の学童クラブ利用開始月から当該年度末までとする。

【申 請】

第5条 助成費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助事業を実施しようとする年度の3月末までに民設学童クラブ利用料助成費交付申請書（様式第1号）のほか、課税証明書その他減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類、利用料の支払を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

【決 定】

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、これを審査のうえ、助成の適否を決定する。

2 前項の規定により、助成を適当と認めた者に対しては、予算の範囲内で交付額を決定する。

3 適否については、その決定後すみやかに申請者に対し、民設学童クラブ利用料助成費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 市長は、補助金等の交付が不適当である旨の通知を行うときは、申請者に対し、民設学童クラブ利用料助成費不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

【取り消し及び返還】

第7条 市長は、申請者が次の各号の一に該当する場合には、助成費の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成の要件を満たさないとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により助成費の交付を受けたとき。

【施行の細目】

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。